

佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市が発注する建設工事において総合評価一般競争入札を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象は、次の各号のいずれかの建設工事のうち、入札価格及び価格以外の要素を総合的に評価することが妥当と認められるもの(以下「対象工事」という。)とする。

- (1) 設計金額7,000万円以上の建築一式工事
 - (2) 設計金額5,000万円以上の建築一式工事以外の建設工事
- 2 対象工事は、佐倉市総合評価検討委員会の審査を経て決定する。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 学識経験者の意見聴取は、千葉県が制定する市町村等総合評価支援要綱(平成20年1月17日制定)第6条の規定を用い、千葉県が委嘱した学識経験者から行う。

(落札者決定基準の設定)

第4条 総合評価一般競争入札に付するときは、落札者決定基準として次に掲げる事項を定める。

- (1) 価格以外の要素として技術力等を評価する項目(以下「評価項目」という。)の内容
- (2) 評価項目ごとの評価基準及び配点
- (3) その他総合評価一般競争入札を行うために必要と認められる事項

2 落札者決定基準は、佐倉市総合評価検討委員会において定める。

(入札公告に掲げる事項)

第5条 総合評価一般競争入札の公告には、佐倉市財務規則(平成元年3月15日規則第6号)第127条第1項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 落札者の決定方法
- (2) 総合評価の方法
- (3) 入札参加者に求める技術力等の審査に供する資料(以下「技術審査資料」という。)の内容、提出方法及び提出期間
- (4) その他総合評価一般競争入札に関し必要な事項

(技術審査資料)

第6条 定められた期日までに技術審査資料の提出がない入札参加者のした入札は無効とする。

2 入札参加者が技術審査資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価一般競争入札における価格その他の条件の評価は、落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を次の算式により求めることにより行う。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

2 技術評価点は、技術審査資料の審査結果に基づき各入札参加者に配点された点数とする。

なお、技術評価点が0点未満の入札参加者のした入札は無効とする。

3 価格評価点は、満点を100点とし、次の算式により求める。

価格評価点＝価格評価点の満点×（入札参加者の入札金額のうち最低金額／入札金額）

（落札者の決定方法）

第8条 落札者は、評価値の最も高い者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第5項の規定により学識経験者の意見を聴く必要がある場合若しくは最低制限価格又は調査基準価格を設けた場合はこの限りでない。

2 評価値の最も高い者が2者以上いるときは、次の各号により落札者を決定する。

（1）評価値の最も高い者のうち技術評価点で減点のないもの

（2）前号に規定する者が2者以上いる場合又は1者もない場合は、評価値の最も高い者のうち入札金額の最も低いもの

（3）前号に規定する者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（旧要領の廃止）

2 この要領の施行に伴い、佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札試行実施要領（平成23年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。